

第47号議案

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例

八王子市営住宅条例（平成9年八王子市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章（略） 第2章 市営住宅の管理（第4条— 第39条の2 ） 第3章～第5章（略） 附則 （入居の手續及び許可） 第13条 入居決定者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる手續をしなければならない。 （1）市規則で定める請書を提出すること。 （2）（略） 2～4（略） （住宅の明渡請求） 第39条（略） 2（略） 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に 法定利率 による支払	目次 第1章（略） 第2章 市営住宅の管理（第4条— 第39条 ） 第3章～第5章（略） 附則 （入居の手續及び許可） 第13条 入居決定者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる手續をしなければならない。 （1）市規則で定める 資格を有する連帯保証人の連署する 請書を提出すること。 （2）（略） 2～4（略） （住宅の明渡請求） 第39条（略） 2（略） 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に 年5パーセントの割

期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4 (略)

(定期使用許可)

第39条の2 市長は、入居の申込みをした日において市長が別に定める世帯構成であることその他市長が別に定める条件を具備する者に、10年を超えない範囲内においてあらかじめ市規則で定める期間に限り市営住宅の使用を許可することができる。ただし、入居者又は同居者が扶養する者で市規則で定める者のうち最も年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日(以下この条において「当該日」という。)が当該許可の日から10年を経過した日以後に到来する場合は、当該許可に係る使用期間の終期を、当該日までとすることができる。

2 前項の規定による許可(以下この条において「定期使用許可」という。)に係る市営住宅の規模、入居者の資格の制限その他必要な事項は、市長が別に定める。

3 定期使用許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。

4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての入居決定者に対する説明は、市規則で定めるところにより行うものとする。

5 前項の説明を受けた入居決定者は、第13条に定める手続のほか、市規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、入居者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、市規則で定めるところにより行うものとする。

7 定期使用許可を受けた入居者は、その期間が満了するときまでに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

8 定期使用許可をした場合においては、第32条、第33条第2項及び第35条の規定は適用しない。ただし、第1項ただし書の規定による定期使用許可をした場合につ

合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4 (略)

いて、当該定期使用許可の日から当該日までの期間（当該定期使用許可の日から10年を経過した日までの期間を除く。）における、第32条、第33条第2項及び第35条の規定の適用については、この限りでない。

9 第29条又は第3項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた入居者が、当該許可を受けた後に同条又は第31条第1項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該市営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、市長は当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

10 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、他の公的資金による住宅への入居のあっせん等の措置を講じることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八王子市営住宅条例（以下「新条例」という。）第13条第1項第1号の規定は、施行日以後に入居者として決定した者に係る入居の手続について適用し、施行日前に入居者として決定した者に係る入居の手続については、なお従前の例による。

3 新条例第39条第3項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。

